



令和3年8月

各 位

法務省民事局商事課

法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度に関する広報用資料の送付について

平素から民事法務行政に多大なる御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）が令和2年7月10日に施行され、同日から同法律に基づく法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度（以下「自筆証書遺言書保管制度」という。）が開始されております。

自筆証書遺言書保管制度は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化にかんがみ、相続をめぐる紛争を防止するという観点から新たに設けられたものです。

今回作成したポスター及びチラシ（以下「ポスター等」という。）は、自筆証書遺言書保管制度の概要等について周知・広報するものであり、昨年4月に送付させていただいたポスター等につき、その内容を一部変更した改訂版となります。

自筆証書遺言書保管制度の創設による遺言の利用促進は、国民の権利義務関係に広く影響を及ぼすものであることから、当局では、関係機関の御協力を得ながら、様々な場所や機会を通じて、ポスターを掲示するとともに、チラシを備え付けることにより、効果的な周知・広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、その趣旨を御理解いただき、御協力をいただきたく、ポスター等を送付いたしますので、周知・広報につき御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、下記の法務省ホームページには、今回送付させていただいたポスター等のPDFデータを掲載しているほか、自筆証書遺言書保管制度の内容を説明した資料等を掲載しておりますので、併せて御活用いただけますと幸いです。

記

法務省ホームページ：[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

連絡先

法務省民事局商事課

希代・新谷

TEL 03-3580-4111（代表）（内線5987）

E-mail h.kidai.zw3@i.moj.go.jp

h.shinya.9u2@i.moj.go.jp